

IV 学校教育の内容及基本的な考え方

教育課程の改善

学習指導要領等では、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指している。

特別支援教育に関しては、主に以下の点が示された。

- ・インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
- ・子どもの障害の重度・重複化、多様化
- ・社会の急速な変化と卒業後を見据えた教育課程の在り方

これらの点に対応して、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を通して、自立と社会参加に向けて「生きる力」の育成を目指した資質・能力を身に付けていくことができるよう教育課程の改善を図ることが大切である。

カリキュラム・マネジメント

特別支援学校における「カリキュラム・マネジメント」の特徴として、「個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすること」が四つ目の側面として求められている（本編P29 IV-2-(2)「カリキュラム・マネジメント」参照）。個別の指導計画に基づいて児童生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、個別の指導計画の実施状況の評価と改善を教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫することが大切である。

交流及び共同学習

交流及び共同学習とは、障害のある幼児児童生徒を含め全ての幼児児童生徒が、社会性を養い、相互理解に基づく好ましい人間関係の確立を目的として、学校及び地域社会において集団活動を共にする教育である。

特別支援学校学習指導要領等には、「障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、組織的かつ計画的に行うものとし、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」という内容が示されている。

なお、交流及び共同学習は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していくことが大切である。

交流及び共同学習を学校間で行う場合には、学校同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることによって、学校生活をより豊かにするとともに、幼児児童生徒の人間関係や経験を広げるなど広い視野に立った適切な教育活動を進めていくことが必要である。

そして、保護者にも交流及び共同学習についての理解が十分得られるように留意することが大切である。

切れ目ない支援体制

平成28年4月の障害者差別解消法の施行、平成28年8月の発達障害者支援法の改正等を踏まえ特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備に向けた取組が進められている。

切れ目ない支援体制の整備として、具体的には、教育、福祉、医療、労働分野等の関係部局や関係機関が連携した体制を整備し、支援する仕組みを整備することが求められている。

特に、教育と福祉の連携については、学校と児童発達支援事務所、放課後等デイサービス事業所等との相互理解の促進や保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されている。こうした課題を踏まえ、文部科学省と厚生労働省では、家庭と

教育と福祉のより一層の連携を推進するために、各地方自治体の教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な子どもやその保護者が乳幼児期から学齢期、生涯にわたり、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」を発足している。

また、平成30年8月に学校教育法施行規則が改正され、個別の支援情報に関する「個別の教育支援計画」を作成して、就学、進級、進学、就労の際に、各学校等で取り組んだ内容が適切に引き継がれることが求められている。

医療・福祉機関との連携

障害の状態によっては、日常的に医療機関と連携しなければならない場合もある。幼児児童生徒の障害についての理解を深め、医療に関する基礎的な知識もあらかじめ持ち合わせておくことが大切である。医療機関からの助言等を理解し、配慮を要する点等に十分留意することが必要であり、安全面からも特に密接に連携することが大切である。

令和5年4月にこども家庭庁が発足したことも踏まえて、家庭・教育・福祉が連携した取組の一層の推進のための連携会議が設置された。福祉機関としては、児童相談所、発達障害者支援センター、就業・生活支援センター、障害者支援施設等がある。それぞれの機関の役割を知り、幼児児童生徒の障害に応じた指導・支援のために密接に連携することが必要である。また、切れ目ない支援の充実のため、教育相談の機会等において、保護者へ相談支援ファイルの説明や配付を行うなど、積極的な普及に努めていくことが必要である。さらに、圏域ごとの特別支援教育連携協議会等において、取組内容や課題を共有しながら、教育と福祉・医療等の一層の連携等の推進に向けて各学校や保護者、地域、各関係機関のニーズに応じた支援を進めていく必要がある。

また、京都府は、病気や障害があることで人工呼吸器の管理やたんの吸引等の医療的ケアを日常的に必要とする子どもとその家族の相談に応じるとともに、地域で安心して生活できるよう関係機関の連携を進めるため「京都府医療的ケア児等支援センター」（愛称：「ことのわ」）を令和4年4月25日に開設した。小学校等は、医療的ケアに係る基本理念に則り、在籍する医療的ケア児に対し適切な支援を行うこととなった。医療的ケア児が医療的ケア児でない児童生徒と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援を行い、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要である。

障害のある人への援助の諸制度

障害のある人への援助制度の中で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び障害者雇用促進制度等について理解しておくことが必要である。また、障害のある児童生徒が特別支援学校や小学校、中学校及び義務教育学校で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体から補助を受けることができる、特別支援教育就学奨励費等、障害のある幼児児童生徒の就学援助制度についても理解しておくことが必要である。

《参考資料》

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（文部科学省 令和3年9月18日）
- 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」（文部科学省 令和2年3月）
- 「学校における職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）研修テキスト（例）」
（公益財団法人日本訪問看護財団 令和2年3月 文部科学省令和元年度学校における医療的ケア実施体制構築事業）
- 「教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」（文部科学省 平成30年5月24日）
- 「障害者福祉のてびき」（京都府健康福祉部障害者支援課 令和4年4月版）
- 「京都府の特別支援教育 医療的ケアガイド」（京都府教育委員会 令和元年改訂版）